

## 広島城天守の復元等に関する検討会議開催要綱

### (開催)

第1条 広島城の現天守の解体及び天守群の復元等に向け、その技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を行うに当たり、有識者等から意見を幅広く聴取するため、広島城天守の復元等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (意見聴取)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響及び保存対策に関すること。
- (2) 現天守の解体に関すること。
- (3) 天守群の復元等に関すること。
- (4) その他現天守の解体及び天守群の復元等に当たって必要なこと。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 建築史に関する有識者
- (2) 文化財に関する有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (座長)

第4条 検討会議に、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 検討会議において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会議としての役割を終えた日にその効力を失う。